

排水設備

トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住いの地域が処理区域になりますと、くみ取便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3) また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。



排水設備は遅滞なく設置を

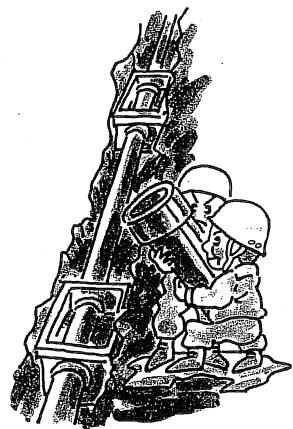
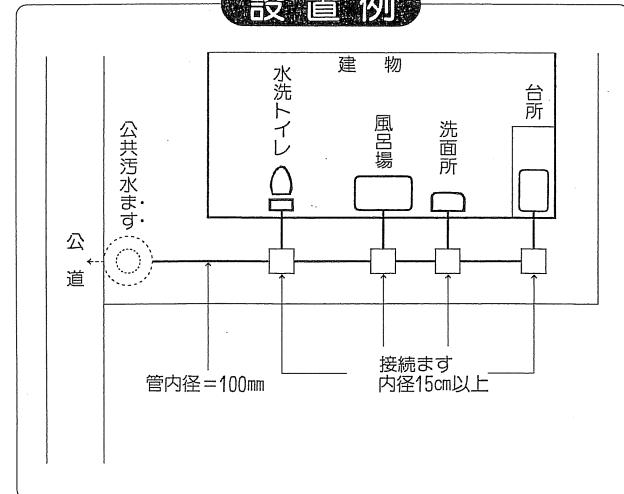
台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。(下水道法第10条)

し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽は汚水を直接公共下水道に流すものではなく、くみ取便所と同じ扱いです。し尿浄化槽は廃止して、直接公共下水道に流すようにしてください。



設置例



水洗トイレの種類

水洗トイレにはいろいろなタイプがあります。大きく分けると和式、和洋兼用式、洋式があり、便器の洗浄も洗落し方式、サイホン方式、サイホンゼット方式があります。それぞれ特色がありますので、ご家庭にあつたものを選びください。

水洗トイレになると

- ◆ハラカやカの発生を防いで、伝染病を予防します。
- ◆衛生的で、家の中に悪臭がひろがりません。
- ◆幼児や老人でも安心して使用できます。
- ◆くみ取りのわざらわしさがなくなります。
- ◆浄化槽がなくなり、維持管理が不要になって、敷地も広く使えます。
- ◆腰掛式を使うと、高血圧や痔の予防にもなります。



水洗便器のいろいろ

